

議案第128号

石岡市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和6年12月3日 提出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、所要の改正をするため。

石岡市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

石岡市医療福祉費支給に関する条例（平成17年石岡市条例第101号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号中「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第2条第1項」を「児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第259号）による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（以下「旧特別児童扶養手当法施行令」という。）第2条第1項」に、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第2条第2項」を「旧特別児童扶養手当法施行令第2条第2項」に改め、同条第2項中「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令」を「旧特別児童扶養手当法施行令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の石岡市医療福祉費支給に関する条例の規定は、令和6年8月1日から適用する。